

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第3号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第4条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。	(給料) 第4条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条第1項及び <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項</u> の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。
(職務の級) 第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、 <u>別表</u> によるものとする。	(職務の級) 第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表に定める職務の級又は <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表に定める号給</u> に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、 <u>別表第1又は別表第2</u> によるものとする。
2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、	2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、

前項の別表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 <省略>

2から5まで <省略>

6 前各項の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験等が必要となる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額については、6,000円を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、規則で定める額とする。

別表（第5条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
<省略>		
(14) 教育職	1級	教育に係る事務員、指導員、相談員その他の職員の職務
<省略>		

前項の別表第1及び別表第2に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 <省略>

2から5まで <省略>

別表第1（第5条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
<省略>		
(14) 学校教育職	1級	1 学校教育に係る事務員の職務 2 社会体育指導員の職務 3 こども若者家庭センターにおける相談員の職務 4 発達支援室における相談員の職務
<省略>		

別表第2（第5条関係）

職種	号給	基準となる職務
(1) スクールソーシャルワーカー職	7号給	小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの職務

	(2) スクールカ ウンセラー職	4号給	小中学校におけるス クールカウンセラー の職務
	(3) 消費生活相 談員職	1号給	消費生活相談員の職 務

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。